

主 要 業 務 報 告

平 成 1 4 年 3 月
農 林 水 産 技 術 会 議 事 務 局

・特段の報告事項

- 1．第4回遺伝子組換え農作物等の環境リスク管理に関する懇談会の開催について
(別添1参照)

遺伝子組換え農作物等の環境リスク管理に関する懇談会の第4回会合を平成14年2月21日に開催し、LMOリスク管理等についてこれまでの議論を踏まえた論点の整理を行った。

- 2．平成13年度第2次補正予算に伴う独立行政法人中期計画の変更について
(別添2参照)

平成13年度第2次補正予算において、NTT-Bタイプ資金の貸付により農林水産技術会議所管の6独立行政法人が施設整備を行うことに伴い、各独立行政法人の中期計画の変更が行われた。

- 3．平成13年度CGIAR理事等懇談会の結果について
(別添3参照)

平成14年2月22日に開催されたCGIAR理事等懇談会が開催され、CGIARへの14年度の拠出金や人材の派遣等について意見交換が行われた。

- 4．先端技術を活用した農林水産研究高度化事業の研究領域の設定及び募集開始について
(別添4参照)

産学官連携による研究開発を支援する「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」については、公表した研究領域に従って3月1日から29日まで課題の募集を行っているところである。

- 5．独立行政法人評価委員会農業技術分科会の開催について
(別添5参照)

平成14年3月13日に独立行政法人評価委員会農業技術分科会が開催され、独立行政法人評価基準が決定された。

第4回遺伝子組換え農作物等の環境リスク管理に関する懇談会

議事次第

平成14年2月21日（木）10:00～12:00

農林水産省共用会議室 G・H

1 開会

2 事務局長挨拶

3 議事

（1）LMOのリスク管理等について（論点整理）

（2）その他

4 閉会

遺伝子組換え農作物等の環境リスク管理に関する懇談会 委員名簿

委員名	役職
いまむら ならおみ 今村 奈良臣	日本女子大学教授、東京大学名誉教授
いわさき みつとし 岩崎 充利	食品産業センター理事長
おおつか ただし 大塚 直	早稲田大学法学部教授
おかもと のぶあき 岡本 信明	東京水産大学資源育成学科教授
かわしま まさき 川島 政喜	日本配合飼料(株)代表取締役社長 (協同組合法人日本飼料工業会会長)
きくち いさお 菊地 庸	雪印種苗(株)代表取締役社長
しばた まさる 柴田 勝	王子製紙(株)原材料本部参事
すけがわ ふみお 助川 文朗	全日本菓子協会常務理事
たかはし ひでお 高橋 英夫	(株)サカタのタネ代表取締役社長
なかにし じゅんこ 中西 準子	横浜国立大学大学院教授
なかむら やすひこ 中村 靖彦	農政ジャーナリストの会会長、明治大学客員教授
のぐち たつや 野口 達也	三井物産(株)穀物油脂部大豆菜種室長
はたなか たかはる 畑中 孝晴	農林水産先端技術産業振興センター理事長
ひび ただあき 日比 忠明	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
ひわさ のぶこ 日和佐 信子	全国消費者団体連絡会事務局長
よしだ さよこ 吉田 小夜子	農業者((社)全国養豚協会副会長)
わしたに いづみ 鷺谷 いづみ	東京大学大学院農学生命科学研究科教授

(50音順、敬称略)

平成13年度第2次補正予算に伴う
独立行政法人中期計画の変更について

- 1 平成13年度第2次補正予算においては、NTT-Bタイプ資金（注）の貸し付けによる施設整備が実施され、独立行政法人の施設整備もこの対象とされた（独立行政法人通則法改正（別紙1））。
- 2 農林水産技術会議所管の6独立行政法人もこのNTT-Bタイプ資金の借入れによる施設整備を実施することとなった（別紙2）。しかしながら当初の中期計画においてはこのような無利子かつ長期の借入れを想定されていなかったことから、中期計画のうち、予算及び資金計画 施設・設備に関する計画の変更が必要となった。
- 3 これを受け、独立行政法人から、中期計画の変更申請があったので、所要の手続きを経て変更認可した（2月22日）。

（注）独立行政法人が、国から2年据置の5年償還の条件で無利子資金の借入れを行い、償還時には国から償還額と同額の補助金を受けるもの。

独立行政法人中期計画の変更に係る関係法令（抜粋）

_____が新規追加条項

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）

（借入金等）

第四十五条（略）

- 5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債権発行をすることができない。

附 則

（国の無利子貸付け等）

第四条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年（二年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第一項の規定により独立行政法人に対し貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象である施設の整備について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

5 独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成12年政令第316号）

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、平成十三年一月六日から施行する。

(国の貸付金の償還期間等)

- 2 通則法附則第四条第二項に規定する政令で定める期間は、五年（二年の据置期間を含む。）とする。
- 3 前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第六条第一項の規定による貸付けの決定（以下「貸付決定」という。）ごとに、当該貸付決定に係る通則法附則第四条第一項の規定による国の貸付金（以下「国の貸付金」という。）の交付を完了した日（その日が当該貸付決定があった日の属する年度の末日の前日以降の日である場合には、当該年度の末日の前々日）の翌日から起算する。
- 4 国の貸付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。
- 5 国は、国の財政状況を勘案し、相当と認めるときは、国の貸付金の全部又は一部について、前三項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができるものとする。
- 6 通則法附則第四条第五項に規定する政令で定める場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行った場合とする。

農林水産技術会議所管の独立行政法人が平成13年度第2次補正予算で行う施設整備

法人名 (内示額)	2次補正予算で措置する事業の内容 (注1)		個別 予算額	施設整備を行う理由
農業技術研究機構 (8,394百万円)	新規	BSE等の高度安全研究施設新築(動物衛生研究所)	7,118 百万円	牛海綿状脳症(BSE)の発生に対応して、BSEの生前診断法の開発等を集中的に行うための施設の新築
	前倒	新品種開発研究支援施設改修(果樹研究所)	644 百万円	消費者ニーズに対応した品質・機能性・貯蔵性の向上技術の開発を促進するための施設の改修
	前倒	外来家畜疾病防疫施設新設(畜産草地研究所)	349 百万円	多様なニーズに対応した高品質畜産物の安定生産技術の開発を促進するための施設の新築
	前倒	エネルギーセンター改修(動物衛生研究所)	283 百万円	国際重要伝染病等の蔓延防止技術の開発を促進するための施設の改修
農業生物資源研究所 (4,098百万円)	新規	ゲノム解析センター新築	2,549 百万円	ゲノム研究の国際競争の激化等に対応して、バイオテクノロジー等先端技術開発を促進するための施設の新築
	前倒	生物機能開発研究拠点支援施設改修	1,550 百万円	ゲノム研究の国際競争の激化等に対応して、バイオテクノロジー等先端技術開発を促進するための試験研究に不可欠な支援施設の改修
農業環境技術研究所 (960百万円)	新規	環境研究拠点支援施設改修	730 百万円	地球温暖化等に対応して、農業の環境対応技術開発を促進する必要があることから、試験研究に不可欠な支援施設の改修
	新規	環境生物影響解析実験棟改修	230 百万円	環境負荷物質のリスク評価に関する研究を促進するための施設の改修
農業工学研究所 (120百万円)	新規	扇形水槽実験棟風洞施設改修	92 百万円	環境に配慮した農業農村整備の必要性の増大に対応するため、技術開発を促進するための施設の改修
	新規	頭首工第2実験棟多目的流量制御施設改修	28 百万円	

食品総合研究所 (283百万円)	新規	食品機能開発研究拠点支援施設改修	283 百万円	食品の機能性成分の研究を促進する必要があることから、試験研究に不可欠な支援施設の改修
国際農林水産業 研究センター (958百万円)	新規	島嶼環境技術開発棟新築	958 百万円	国際共同研究の円滑化の必要性の増大に対応して、亜熱帯地域の環境保全の研究を促進するための施設の新築

- (注1) 新規：中期計画に記載されていない施設整備を新たに行うもの。
前倒：中期計画に記載されている施設整備計画を前倒して行うもの。
- (注2) 金額は四捨五入の関係で合計額が一致しないことがある。

変更後の中期計画(独立行政法人農業生物資源研究所の例)

予算(人件費の見積りを含む。) 収支計画及び資金計画

1 予算 平成13年度～平成17年度予算 (単位:百万円)

区 分	金 額	備 考
収入		
運営費交付金	39,572	
<u>施設整備費補助金</u>	<u>4,609</u>	
<u>無利子借入金</u>	<u>4,098</u>	
受託収入	27,983	
諸収入	39	
版權及特許権等収入	24	
その他の収入	15	
計	<u>76,301</u>	
支出		
業務経費	10,447	
施設整備費	<u>5,975</u>	
受託経費	27,983	
試験研究費	26,698	
管理諸費	1,285	
<u>借入償還金</u>	<u>2,732</u>	
一般管理費	7,475	
研究管理費	906	
管理諸費	6,569	
人件費	21,689	
計	<u>76,301</u>	

3 資金計画 平成13年度～平成17年度資金計画 (単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	<u>76,301</u>
業務活動による支出	66,181
投資活動による支出	<u>7,388</u>
財務活動による支出	<u>2,732</u>
次期中期目標の期間への繰越金	0
資金収入	<u>76,301</u>
業務活動による収入	67,594
運営費交付金による収入	39,572
受託収入	27,983
その他の収入	39
投資活動による収入	<u>4,609</u>
施設整備費補助金による収入	<u>4,609</u>
その他の収入	0
財務活動による収入	<u>4,098</u>
無利子借入金による収入	<u>4,098</u>
その他の収入	<u>0</u>

その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項

1 施設・設備に関する計画

平成13年度～平成17年度施設、設備に関する計画 (単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財 源
研究棟配水管改修		施設整備費補助金
短日施設(日長調節装置)改修		"
B地区埋設二重温水管改修		"
小 計	<u>1,877 ±</u>	
ゲノム解析センター新築		無利子借入金(平成13年度)
生物機能開発研究拠点支援施設改修		"
小 計	<u>4,098</u>	
合 計	<u>5,975 ±</u>	

平成 13 年度 CGIAR 理事等懇談会の結果について

平成 14 年 3 月 19 日

国際研究課

1. 日時:平成 14 年 2 月 22 日 14:00-16:30
2. 場所:技術会議委員室
3. 出席者:CGIAR 等各理事、外務省国際機溝課、
農林水産技術会議事務局長、首席研究開発企画官、国際研究課長他

4. 議事内容

(1) 報告

外務省から CGIAR 組織改革と拠出の現状について説明があり、また、国際研究課が日本人理事に対して行ったアンケートの結果を報告した。さらに JIRCAS から、JIRCAS と CGIAR との研究協力の現状について報告がなされた。

(2) 意見交換

・ CGIAR の拠出について

理事からは、14 年度の日本の拠出が大幅に削減されることについて、研究活動ばかりでなくセンター運営にも支障があり苦慮しているとの指摘がなされた。また、CGIAR の研究活動は地球規模の食料安定の構築に寄与しており、これからの拠出金は donation(寄付)ではなくて国益に資した investment(投資)として考えるべきであるとの意見が出された。

・ 人材派遣と育成について

多くの研究所が、日本からのポスドク等の研究者の派遣を希望しているが、必ずしも多くない。特に、学生については意欲があるものの、CGIAR 傘下の研究所に関する情報が不足していることや、日本国内では乾燥・半乾燥地帯における研究に接する機会が少ないことによるものとの指摘があった。このため、今後国際的な研究者を育成する観点から、ポスドクレベルの学生の派遣について要望があった。

(参考)

国際農業研究協議グループ(CGIAR)について (consultation Group on International Agricultural Research)

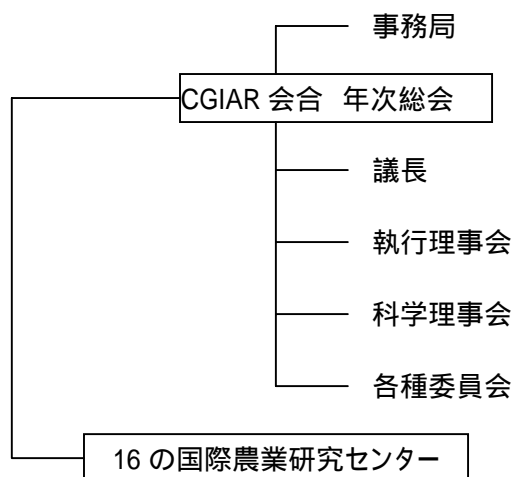
1. 設立の経緯

- (1) ロックフェラー財団及びフォード財団が、国際稲研究所(IRRI、1960年)、国際とうもろこし・小麦改良センター(CIMMYT、1966年)、国際熱帯農業センター(CIAT、1968年)及び国際熱帯農業研究所(IITA、1968年)を設立。
- (2) 1969年、両財団は、こうした国際農業研究への支援は、先進国、国際機関が中心となっていくべき旨を呼びかけ。
- (3) 世界銀行が中心となり、1971年にCGIAR第1回会議を開催。

2. 目的

国際研究及び関連活動並びに各国研究システムとの協力を通して、開発途上国の農林水産業生産の持続的発展に寄与し、これを以って人々(特に低所得層)の栄養水準ないし経済状態を改善することを目的として、参加のセンターのレビュー、研究戦略の策定、資金運営等の業務を行っている。

3. 組織



4. CGIAR への拠出金 335.4 百万 US ドル(2000 年)

(日本は 34.6 百万ドルを拠出し、世界銀行、米国に次ぐ第 3 位。)

平成14年度 先端技術を活用した農林水産研究高度化事業 研究領域

研究領域名	研究領域の背景と概要
大規模収穫・調製に適した品質向上のための小麦適期収穫技術	<p>自給率向上の観点から実需者ニーズに応じた小麦の品質の向上・均質化が必要であり、特に、収穫後期の降雨による品質劣化、タンパク質含量のばらつき等の是正を含めて地域全体として品質管理の徹底を図ることが求められている。また、刈り取り適期が短く、乾燥施設への集荷時期が集中することにより慢性的に乾燥施設が不足することも課題となっている。</p> <p>このため、小麦の広域ほ場を対象に、生育の早晚、品質等の生育情報をあらかじめ客観的に推定する手法を開発し、これを基にした肥培管理技術や計画的な収穫・調製システムを構築する必要がある。</p>
野菜生産における低硝故色栽培技術の確立	<p>硝酸塩の生物学的利用能における野菜の影響についての科学的なデータが不足していることから、現在、野菜中の硝酸塩について限度値は設定されていないが、既に設定されている添加物としての硝酸塩の - 日許容摂取量を鑑みると、国産野菜の硝酸塩濃度は高い傾向にある。</p> <p>このため、土壌、作期、地域、品種等の種々の条件における土耕栽培葉菜類等の硝酸塩栽培技術を開発するとともに、調理・加工法等が野菜中の硝酸塩に与える影響を評価する必要がある。</p>
肥飼料中肉骨粉の安全性評価及び肉骨粉等の新規利用技術の開発	<p>我が常において牛海綿状、脳症(BSE)が発生したことに伴い、飼料・肥料における牛肉骨粉の使用を制限しているところであるが、このような状況の下、牛肉骨粉及びこれを含む肥飼料が不良在庫となっていることを踏まえ、これらの処理が課題となっている。</p> <p>このため、肥飼料中の異常プリオンたん白質の検出法等安全性評価技術の開発に加え、異常プリオンたん白質の不活性化技術の開発や肉骨粉等と畜残さの新たな有効利用技術を開発する必要がある。</p>
農用地土壌中のカドミウムによる農作物汚染リスク予測に関する研究	<p>我が国で実施中の食品中のカドミウムの健康影響に関する疫学調査結果が本年10月までに公表される予定であり、消費者からの農作物のカドミウム低減化対策の強化に対する要請は一層高まることが予想される。このような消費者の声に応えるためには、農作物の汚染リスクを事前に評価し、各地域の気象や土壌条件に適合したカドミウム吸収抑制技術をきめ細かに普及・指導していくことが主要である。</p> <p>このため、土壌条件等を踏まえた各地域に適用可能な農用地土壌中のカドミウムによる農作物汚染のリスクを予測する技術を開発する必要がある。</p> <p>(注)農用地土壌から農作物へのカドミウム吸収抑制技術の開発については、現在実施中であり応募対象から除外する。</p>

研究領域名	研究領域の背景と概要
食品の原産地表示判別技術	<p>近年、生鮮野菜や加工食品の超製品の輸入が急増する中、JAS法に基づく品質表示基準により、全ての生鮮野菜に名称と原産地表示が義務づけられ、今後は加工食品についても順次原料原産地表示が義務づけられることとなった。</p> <p>表示の義務化とともに虚偽の表示を取り締まることが重要となるため、輸入量が増加している品目を中心に、流通段階における生鮮野菜や加工食品の原料の原産地の判別(必要に応じ品種判別も含む)技術を確立する必要がある。</p> <p>(注)「米」、「ネギ」、「い草」については、研究実施中または研究実施予定であり応募対象から除外する。</p>
シックハウス対策としての特定の木質建材に関する化学物質の放出特性の把握	<p>建築材料等から発散する化学物質による室内空気汚染により居住者の体調不良の生じることが社会問題化しており、木材についてもシックハウス対策の充実が必要となっている。</p> <p>このため、接着剤等を用いた加工度の高い木質建材を対象として、特に急を要する厚生労働省指針値の策定された化学物質について、一般化された測定法により放散・吸着特性の解明を行う必要がある。</p>
森林・林業・木材産業分野における温暖化防止機能の計測・評価手法の開発	<p>平成13年11月に策定された京都議定書の具体的実施ルールの中で、温室効果ガスとしてメタン及び亜酸化窒素についても森林における吸収・排出量を報告することが義務づけられたことに加え、今後、木材製品等の利用による地球温暖化防止効果の削減目標への算入について検討されることとなった。</p> <p>このため、森林におけるメタン及び亜酸化窒素の吸収・排出量について透明かつ検証可能な計測手法を開発するとともに、木材製品等の利用による地球温暖化防止効果の推定手法を開発する必要がある。</p>
マイクロアレイを使った魚介類疾病の迅速同定・診断、防除技術の開発	<p>魚介類の養殖業の発展に伴い、感染症が頻発かつ多様化し被害が深刻化しており、これらの被害低減のためには、疾病の発生時における早期発見・処理が急務となっている。</p> <p>現場における種々の疾病の同定・診断を可能とするため、魚介類の疾病の病原体や疾病に関連する特異的遺伝子について、これらの同定のための汎用的なDNAチップを開発し、マイクロアレイ法による疾病の迅速な同定・診断検出技術を確立する必要がある。</p>

平成13年度独立行政法人評価委員会農業技術分科会（第3回）
議 事 次 第

日時：平成14年 3月13日
10:00～12:00
場所：農林水産省共用会議室H

開 会

- 1 独立行政法人評価基準（案）について
- 2 独立行政法人中期計画の変更について
- 3 その他

閉 会

独立行政法人評価委員会農業技術分科会 委員・専門委員名簿

委員

いし	ひろゆき	之	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
石	弘	之	
いわぶち	まさき	樹	岡山県生物科学総合研究所長
岩	雅	樹	
かしかわ	とある	融	太陽監査法人代表社員
梶	川	融	
こばやし	まさひこ	彦	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
小	林	正	彦
なかむら	ゆうぞう	三	全国農業協同組合中央会常務理事
中	村	祐	三
はたえ	けいこ	子	お茶の水女子大学人間文化研究科教授
畑	江	敬	子
ひらやま	ふみてる	昭	千葉県農業総合研究センター所長
平	山	文	昭
やまのい	あきお	雄	味の素(株)技術特別顧問
山野	井	昭	雄

専門委員

あ	べ	けいこ	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
阿	部	啓	子
たばた	さとし	之	(財)かずさDNA研究所植物遺伝子研究部長
田	畑	哲	之
なかむら	りょうた	良	太
中	村	良	太
ながき	まさかず	和	筑波大学教授
永	木	正	和
にしざわ	なほこ	子	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
西	澤	直	子
はら	ようのすけ	洋	之介
原		洋	之介
やざわ	すすむ	進	京都大学大学院農学研究科教授
矢	澤	進	
やの	ひでお	秀	雄
矢	野	秀	雄
やまもと	だいすけ	大	輔
山	元	大	輔
よしむら	あつし	淳	九州大学大学院農学研究科教授
吉	村	淳	

(注1) : 分科会長 : 分科会長代理

(注2) : 評価基準検討小委員会委員

(五十音順、敬称略)

・その他会議等の結果

月 日	会議名	主な出席者	主な議題
3月4日	第1回プロジェクト連絡会議	・西川研究総務官 ・技術会議事務局プロジェクト関係課長 など	平成14年度委託プロジェクト研究課題骨格案について
3月7日	平成13年度農林水産省農作物新品種命名登録評価検討会	・西川研究総務官 ・地域研究課長 ・生産局関係課 ・農業技術研究機構関係部長 ・消費科学連合会 ・全国農業協同組合連合会 など	独立行政法人及び指定試験地が育成した系統で、命名登録申請のあった4系統の優良性の審査について

・人事異動

平成14年3月1日付

- ・ 水産庁増殖推進部参事官
農林水産技術会議事務局併任

小林時正
(独立行政法人水産総合研究センター
東北区水産研究所企画連絡室長)

平成13年度第9回農林水産技術会議の概要

1. 日 時 平成14年2月19日(火) 14:00～16:00

2. 場 所 農林水産技術会議委員室

3. 出席者

齋会長、高橋委員、鈴木委員、原田委員、佐々木委員、北里委員
岩元事務局長、永山研究総務官、西川研究総務官、守田総務課長
ほか

4. 議 題

- (1)平成14年度の農林水産技術会議の重点事項について
- (2)研究評価制度をめぐる事情について
- (3)独立行政法人の運営状況について
- (4)研究成果等の取扱いについて

5. 配付資料

- 主要業務報告
- 資料1 14年度の農林水産技術会議の重点事項について(検討メモ)
- 資料2 研究評価制度をめぐる事情について
- 資料3 独立行政法人農業技術研究機構の運営状況について
- 資料4 研究成果物の取扱いについて(案)

6. 議事概要

(1)平成14年度の農林水産技術会議の重点事項について

平成14年度の農林水産技術会議の重点事項として、産学官連携の推進方向、15年度の研究課題、政策評価への取組、情報発信及び行政部局・生産現場への迅速な対応について意見交換を行った。

【主な意見等】

産学官連携の企画、推進に当たっては、農林水産分野の他分野とは異なる特性を踏まえた上で現状を分析し、中央、地方レベル、分野別、課題別など今後の展開方向を明らかにする必要がある。また、方針を外へ開示していく。

農林水産研究関係は、他分野に比べ独立行政法人が大きな比重を占めているが、農林水産分野・関連分野で果たす役割について対外的に説明していく必要がある。

BSEに関連する技術問題、研究課題を整理し、予算措置を含め早急に対応すること。また、技術担当部局として安全性の確保や国民の理解を得るために、今後更に何をなすうか研究すること。

口蹄疫、BSEの問題を契機として、我が国の畜産の在り方についても見直しを加え、自給率や環境の観点からも土、草、牛を基盤とする畜産の確立に向けた研究を強化する必要がある。

国民に研究開発の重要性をアピールする必要から、これまで技術会議事務局は農業技術専門紙の記者との意見交換の場を設けているが、今後、大手一般紙の科学技術担当との交流を促進することとする。

(2)研究評価制度をめぐる事情について

昨年4月の「農林水産省における研究・技術開発の政策評価に関する指針」策定以降「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の成立、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」の策定等があったことの報告及びこれに伴い必要となる指針改正のポイントについて説明。

(3) 独立行政法人の運営状況について

中期計画の項目ごとの達成度合について独立行政法人農業技術研究機構理事長の評価が示され、次年度の重点実施事項について説明があった。また、予算、評価、人事、研究活動等運営面の変化や今後の課題を中心に報告があり、研究補助員制度や研究成果の受渡しシステム等について質疑が交わされた。

(4) 研究成果等の取扱いについて

研究成果物の取扱いについて、これまでの経緯、農林水産省における対応、規程の作成に当たっての基本的考え方、規程に盛り込むべき事項等について報告。

以上